

## 第3章 現状から見えた課題

現状を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

### 1. 成年後見制度への理解

「成年後見制度を知っている」と回答した割合は、平成30年度に41.1%、令和2年度に45.1%と4%上昇しましたが、認知度としては十分ではないと考えています。(※)

また、任意後見制度については、ほとんど利用がないという状況を踏まえ、制度自体の周知・啓発に努め、制度の意義を理解してもらうことが必要です。

支援が必要な方を早期に発見することができるよう、高齢者サポートセンター、基幹相談支援センターをはじめとする福祉、医療、地域の関係者等に対して周知・啓発を図る必要があります。

※資料:「第4期市川市地域福祉計画(中間見直し)アウトカム指標による評価の結果」

### 2. 安心して利用できる環境の整備

成年後見制度の利用に係る手続きの煩雑さや経済的な負担の大きさ、権利の制限などのマイナスイメージを抱いている方が多い状況から、制度利用に結びつかない面があります。制度を利用する方が、安心して利用できるよう、申立て手続きの支援や費用負担能力に応じた支援について、検討していく必要があると考えます。

### 3. 地域と連携した権利擁護支援

中核機関を中心とした地域連携ネットワークを早期に構築し、地域で権利擁護支援につなげていく仕組みづくりが重要です。

また今後、支援の必要な高齢者や障がい者の増加が見込まれる一方で、担い手となる専門職後見人・親族後見人等の不足が懸念されています。将来的に増加が見込まれる成年後見制度の需要に対応するためにも、市民が相互に地域で支え合い、共生していく地域づくりを推進することが求められています。

このような状況から、市民の立場で後見活動を行う「市民後見人」などの担い手を育成し、活動できる環境づくりが必要です。

さらに、本人の意思決定支援と身上保護を重視した制度の運用のためには、権利擁護意識や福祉的視点の醸成など、成年後見人等の能力の向上も求められています。成年後見人等が孤立したり不安を感じることがないように、成年後見人等への助言・支援をしていくとともに、安心して後見等業務に取り組める体制整備が期待されています。